

令和元年度第 1 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 令和元年 8 月 5 日 (月)  
午後 2 時～

場 所 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号  
プリムローズ大阪 「鳳凰の間」



# 令和元年度第1回 大阪府都市計画審議会

## 議案書目次

議案番号	案件名	ページ
446	北部大阪都市計画区域区分の変更	1
447	東部大阪都市計画区域区分の変更	5
448	北部大阪都市計画道路の変更	9
449	東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	13
450	東部大阪都市計画流通業務団地の変更	25
451	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(泉大津市)	29



議 第 4 4 6 号  
計推第1119号  
令和元年7月22日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画区域区分の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 北部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

## 1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

## 2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年次)	令和2年 (目標年次)
都市計画区域内人口		1,757.7千人	1,740.2千人
市街化区域内人口		1,706.8千人	1,694.7千人
配分する人口		—	1,694.7千人
保留する人口		—	0千人
特定保留		—	—
一般保留		—	0千人

## 理 由

北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている南目垣・東野々宮地区及びJR島本駅西地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留人口フレームを解除し、市街化区域に編入する。



議 第 4 4 7 号  
計推第1125号  
令和元年7月22日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画区域区分の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 東部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

### 2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年次)	令和2年 (目標年次)
都市計画区域内人口		2,041.7千人	1,963.9千人
市街化区域内人口		2,016.2千人	1,938.4千人
配分する人口		—	1,930.3千人
保留する人口		—	8.1千人
特定保留		—	—
一般保留		—	8.1千人

## 理 由

東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている服部川・郡川地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留人口フレームを解除し、市街化区域に編入する。



議 第 4 4 8 号  
計推第 2 2 4 8 号  
令和元年 7 月 2 2 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中、3・4・211-9号大阪高槻京都線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・211-9	大阪高槻京都線	茨木市宇野辺二丁目地内	茨木市東太田一丁目地内	茨木市中穂積一丁目地内	約 5,320m	地表式	2車線	16m	大阪モノレールと立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路大阪中央環状線と立体交差 幹線街路茨木寝屋川線と立体交差 幹線街路と平面交差7箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

北部大阪都市計画道路 3・4・211－9 号大阪高槻京都線は、大阪府と京都府を結ぶ幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、交通安全の確保の観点や社会情勢の変化を踏まえ計画内容を見直した結果、一部区間について幅員変更を行うものである。



議 第 4 4 9 号  
計推第 1 1 1 4 号  
令和元年 7 月 2 2 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

「東部大阪都市計画都市再開発の方針」を次のとおり変更する。

1. 都市再開発法第2条の3第1項第1号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地」に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針

「別表1のとおり」

2. 都市再開発法第2条の3第1項第2号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表2のとおり」

## 別表1

## 計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大いいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
210-1	京阪牧野駅周辺地区	約6.4ha	枚方市	鉄道駅等を中心に地域の地区拠点にふさわしい商業・業務機能の集積を図るとともに防災性の向上、交通環境の改善を図る。	京阪牧野駅周辺では、公共施設の整備に合わせて商業施設等の集積と都市型住宅の建設を促進するなど計画的な土地の高度利用と防災性の向上を図る。 都市計画道路の整備を促進し、交通環境の改善を図る。			
210-2	京阪枚方市駅周辺地区	約71ha	枚方市	東部大阪の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した広域的な拠点の形成を図る。 淀川、旧京街道の自然や歴史環境を生かした良好な都市空間の形成を図る。	鉄道駅周辺では商業・文化・福祉・医療・居住等の複合機能を持った、中心市街地にふさわしい拠点形成を図るとともに、地区の状況に応じて用途転換を促進し、高度利用を図る。 街なみ環境整備事業等により歴史的景観の修復を図り、良好な住環境の整備に努める。		京阪枚方市駅周辺地区	
210-3	京阪光善寺駅周辺地区	約9.4ha	枚方市	鉄道の連続立体交差事業を契機に、地域の地区拠点にふさわしい商業・文化機能の集積を図るとともに防災性の向上、交通環境の改善を図る。	鉄道の連続立体交差事業にあわせた商業・文化機能の集積により、生活利便性の高い地区拠点の形成を図る。 道路等の都市基盤施設の整備を促進し、鉄道駅へのアクセス性を向上させる。また、それに伴い交通環境の改善や歩行者空間の確保を図る。		京阪光善寺駅西地区	
215-1	京阪香里園駅周辺地区	約134ha	枚方市 寝屋川市	京阪香里園駅東側周辺の交通環境の改善を図るとともに、複合的な都市機能の集積と土地の有効かつ高度利用を進め、防災性の向上を図る。特に寝屋川市の北の結節点として、新たな魅力を備えた都市核の形成と災害に強く、心安らぐ、安全で人に優しく都市的なまちづくりを推進する。	地域の地形を考慮した土地の有効かつ高度利用を図り、商業、業務、居住、医療等の機能集積及び新しい生活文化情報発信機能を発揮できる広域的なサービス業等の拠点を目指すとともに、老朽住宅の建替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開発促進地区
215-2	京阪寝屋川市駅周辺地区	約244ha	寝屋川市	寝屋川市駅周辺は水と緑と文化性を備えた中心的な都市核の形成と災害に強く、心安らぐ、安全で人に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	都市基盤施設整備及び高度利用化により市民が誇りを持てるシンボル景観を創出した都市核の形成を図る。寝屋川市役所周辺は中心業務拠点として商業・業務施設の集積を誘導する。また、老朽住宅の建替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開発促進地区
215-3	京阪萱島駅周辺地区	約130ha	寝屋川市	京阪萱島駅周辺は第二京阪道路のインパクトを活用し、賑わいがあり市場性の高い都市核の形成と災害に強く、心安らぐ、安全で人に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	新しい生活文化情報発信機能を発揮できる広域的な商業・サービス業などの拠点をめざした都市核の形成を図る。また、老朽住宅の建替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開発促進地区

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
223-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	老朽化した木造建築物等の建替えを促進し、良好な市街地への計画的な転換を図り、快適な居住環境の実現をめざす。防災道路の整備を進めるとともに住宅等の不燃化や耐震化を促進し、安全な市街地形成に努める。 主要鉄道駅周辺は、地域の生活拠点として、生活文化機能の集積が図れるよう商業・業務機能、文化・交流機能の高度集積と再整備に努める。	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。		門真市北部地区	防災再開発促進地区
218-1	JR住道駅周辺地区	約46ha	大東市	商業・業務機能の集積、都市型住宅の建設、防災機能の強化等を促進し、地域核にふさわしい魅力ある市街地の形成を図る。	公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積、都市型住宅の建設の促進等により、計画的な土地の高度利用を図る。 建物の不燃化、耐震化の促進やオープンスペースの確保等、防災機能の強化を図る。		JR住道駅北地区	
227-1	東大阪市北部市街地	約660ha	東大阪市	主要鉄道駅前等を中心に、周辺地域の特性に応じて、地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	JRおおさか東線と結節点となる高井田駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、東大阪市北西部の沿道商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。	地下鉄高井田駅周辺地区		
					川俣水みらいセンターの活用、布施公園の整備などにあわせ、建物の不燃化を促進し広域避難地の確保を図る。	川俣水みらいセンター周辺地区		
					鉄道駅周辺では駅前商業ゾーンとして商業機能の集積と土地の高度利用を図る。 徳庵稲田線及び交通広場などの整備を推進する。	JR徳庵駅周辺地区 JR鴻池新田駅周辺地区	JR徳庵駅周辺地区	
					JRおおさか東線や幹線道路の整備される地区では、地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の共同による災害に強いすまいとまちづくりを促進する。			

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
227-2	東大阪市西部中心市街地	約1300ha	東大阪市	東大阪市の中心商業業務ゾーンにふさわしい商業・業務機能の集積を図る。主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	東大阪市の中心商業業務ゾーンとして、既存商店街の近代化、市街地再開発事業を促進するとともに、公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、計画的な土地の高度利用を図る。 高井田長堂線、足代荒川線などの整備を推進する。	近鉄布施駅周辺地区	近鉄布施駅周辺地区	
					近鉄布施駅周辺地区と連たんする沿道商業ゾーンとして、公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、計画的な土地の高度利用を図る。 小阪稲田線などの整備を推進する。	近鉄小阪駅周辺地区		
					都市型住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努めるとともに、不燃化を促進し広域避難地の確保を図る。	八戸の里・西岩田地区		
					建物の不燃化を促進し、広域避難地の確保を図る。	近大・上小阪周辺地区		
					鉄道駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、駅前商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。 足代金岡線及び交通広場などの整備を図る。 JRおおさか東線駅と結節する近鉄俊徳道駅・永和駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業・業務施設の集積と計画的な土地利用の形成を図る。	近鉄俊徳道駅周辺地区 近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄弥刀駅周辺地区	近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄弥刀駅周辺地区	
					住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。 JRおおさか東線駅の設置及び連続立体交差事業に関連する公共施設の整備される地区及びその周辺では、商業・業務施設の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な高度利用を図る。 商業施設の集積がみられる地区では、建物の更新にあわせ用途転換を誘導するなど、地区の活性化を図る。	大蓮周辺地区 JR長瀬駅周辺地区	JR長瀬駅周辺地区	
					JRおおさか東線や幹線道路の整備される地区では、地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の共同による災害に強いすまいとまちづくりを促進する。			

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
227-3	東大阪市東北部市街地	約1030ha	東大阪市	東部大阪の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した新都心の形成を図る。 主要鉄道駅前等を中心に、周辺地域の特性に応じて地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	新都心(長田・荒本地区)では、中枢管理機能をはじめとして商業・業務機能などの集積と、計画的な土地の高度利用を図る。 近鉄けいはんな線駅周辺では、計画的な土地利用転換により沿道商業ゾーンとして商業機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。 居住環境の整備や土地利用の更新を図る。	長田・荒本地区	東大阪市新都心整備地区	
					近鉄けいはんな線駅周辺では、計画的な土地利用転換により駅前商業ゾーンとして商業機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。	近鉄吉田駅周辺地区 近鉄新石切駅周辺地区		
					住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。	加納・吉原地区		
					幹線道路の整備される地区では、地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の共同による災害に強いすまいとまちづくりを促進する。 生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。			
227-4	東大阪市東南部市街地	約910ha	東大阪市	主要鉄道駅前等を中心に、周辺地域の特性に応じて地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	鉄道駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、駅前商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。 大阪瓢箪山線などの整備を推進する。	近鉄若江岩田駅周辺地区 近鉄河内花園駅周辺地区	近鉄若江岩田駅周辺地区 近鉄河内花園駅周辺地区	
					瓢箪山駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、東大阪市東部の駅前商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。 大阪瓢箪山線及び交通広場などの整備を図る。	近鉄瓢箪山駅周辺地区	近鉄瓢箪山駅周辺地区	
					住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。	池島地区		
				幹線道路の整備される地区では、地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の共同による災害に強いすまいとまちづくりを促進する。 生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。				

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大い予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
221-1	JR柏原駅周辺地区	約6.0ha	柏原市	中心市街地としての都市機能の更新と、健全で災害に強い居住環境の整備を図り活力ある街づくりを目指す。	JR柏原駅周辺は、住宅・商業・業務の適正な配置に配慮しながらそれぞれの用途が調和・共存できる環境を形成する。 近隣商業地域及び商業地域として商業機能の充実を図る。 当地区において、景観形成、商業、業務、文化、情報行政等の機能を充実させる。 都心の活性化を図るため都市型住宅の供給を促進する。		JR柏原駅東口地区	

別表2

## 計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
210-2-1	京阪枚方市駅周辺地区	約2.9ha	枚方市	駅前広場の再整備とあわせて、広域中心拠点にふさわしい多様な都市機能の導入により市民サービスの向上に寄与し、周辺の市街地環境と調和した、安全で快適な都市環境の形成を図り、魅力的で活気あふれる都市空間を形成する。	土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、周辺地域と調和した市街地の再整備をすすめ、住宅・商業・業務・宿泊施設・行政施設等の立地を促進し、広域中心拠点にふさわしい多様な都市機能の集積を図る。	市街地再開発事業等により、耐火建築物への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化をすすめ、災害に強いまちづくりを推進する。	鉄道駅へのアクセス性を向上させるなど、交通環境の改善や歩行者空間の確保を図るため、駅前広場を含む都市計画道路枚方市駅前線の整備を図る。		市街地再開発事業		
210-3-1	京阪光善寺駅西地区	約1.4ha	枚方市	鉄道の連続立体交差事業にあわせ、地域の拠点にふさわしい生活サービスなどの多様な都市機能の集積を図るとともに、これらの都市機能と調和した都市居住の誘導を図り、利便性が高く良好な居住環境の形成を促進する。	土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、周辺地域と調和した市街地の再整備をすすめ、住宅・商業・業務・医療施設等の立地を促進し、地域拠点にふさわしい多様な都市機能の集積を図る。	市街地再開発事業等により、耐火建築物への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化をすすめ、災害に強いまちづくりを推進する。	鉄道駅へのアクセス性を向上させるなど、交通環境の改善や歩行者空間の確保を図るため、駅前広場を含む都市計画道路北中振線の整備を図る。		市街地再開発事業		
223-1-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。	面整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良好な住宅の供給を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を防災上重要な道路として活用し、基本安全軸として都市計画道路寝屋川大東線の整備を進めると共に防災性向上を図るためにも主要生活道路及び公園の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するための各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を誘導し、官民の連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業	防災再開発促進地区	
218-1-1	JR住道駅北地区	約9.5ha	大東市	商業・業務機能の集積を促進し、地域核にふさわしい市街地の形成を図る。	公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積、都市型住宅の建設の促進等により、計画的な土地の高度利用を図る。建物の不燃化、耐震化の促進等、防災機能の強化を図る。	民間建設活動の誘導により、建物の共同化や不燃化を促進する。	地区内において、広場や道路等のオープンスペースを確保し、防災機能の強化を図る。				

## 別表2

## 計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
227-1-1	JR徳庵駅周辺地区	約5ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	徳庵稲田線、小阪稲田線及びJR徳庵駅前交通広場などを整備する。 JR学研都市線の立体交差化を図る。				
227-2-1	近鉄布施駅周辺地区	約35ha	東大阪市	東大阪市の地域核にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	近鉄布施駅周辺では、市街地再開発事業を促進する。民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	高井田長堂線、足代荒川線などを整備する。地区周辺と一体となった歩行者空間を整備する。				
227-2-2	近鉄長瀬駅周辺地区	約5ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	柏田長瀬線及び近鉄長瀬駅前交通広場などを整備する。近鉄大阪線の立体交差化を図る。				
227-2-3	近鉄弥刀駅周辺地区	約6ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	足代金岡線、洪川友井線及び近鉄弥刀駅前交通広場などを整備する。近鉄大阪線の立体交差化を図る。				
227-2-4	JR長瀬駅周辺地区	約10ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能及び公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	大阪八尾線、柏田長瀬線などを整備する。				
227-3-1	東大阪市新都心整備地区	約140ha	東大阪市	東大阪地域の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した新都心の形成を図る。	行政・文化・商業・業務施設及び都市型住宅を適正に配置し、計画的な土地の高度利用を図る。	計画的な土地利用の転換を図るため、民間の建設活動を適正に誘導する。都市型住宅の建設を促進する。	地区周辺と一体となった歩行者空間を整備する。				
227-4-1	近鉄若江岩田駅周辺地区	約13ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	大阪瓢箪山線などを整備する。近鉄奈良線連続立体交差事業を進める。				

## 別表2

## 計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
227-4-2	近鉄河内花園駅周辺地区	約9ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	近鉄奈良線連続立体交差事業を進める。				
227-4-3	近鉄瓢箪山駅周辺地区	約17ha	東大阪市	東大阪市の地域核として、商業・業務機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	大阪瓢箪山線及び近鉄瓢箪山駅前交通広場などを整備する。近鉄奈良線の立体交差化を図る。				
221-1-1	JR柏原駅東口地区	約0.4ha	柏原市	柏原市の中心市街地の玄関口として、駅前広場、道路等の公共施設整備、駅前整備等都市機能の更新と土地の有効利用を図り、災害に強い活力のある街をつくる。	駅前広場や道路等の都市基盤整備を行い商業・業務・公益施設・住宅等の建築物の整備に併せた土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。	JR柏原駅東口地区では、市街地再開発事業の実施にむけて検討する。	都市計画道路大県本郷線、柏原駅前交通広場、柏原駅東線、法善寺築留線の整備の検討をする。	住宅市街地基盤整備事業により住環境の整備を図る。	市街地再開発事業(柏原駅東口地区)		

## 理 由

都市再開発法第2条の3第1項の規定による都市再開発の方針について、再開発の整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」を追加するとともに、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めるものである。



議 第 4 5 0 号  
計推第 1 1 1 5 号  
令和元年 7 月 2 2 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画流通業務団地の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画流通業務団地の変更（大阪府決定）

都市計画流通業務団地を次のとおり変更する。

名 称		東大阪流通業務団地			
位 置		東大阪市本庄東、本庄一丁目、二丁目、本庄中一丁目、二丁目、本庄西一丁目、二丁目、長田中二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、新庄東、新庄南及び新庄西地内			
面 積		約 46.3ha			
流通業務施設の敷地の位置及び規模	トラックターミナル等貨物積卸しのための施設	約 17.7ha		備 考	
	卸売業	約 13.8ha			
	コンテナ・デポ	約 0.6ha			
	倉 庫	約 3.0ha			
公共施設及び公益的施設の位置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
		3・1・227-3 号 七軒屋本庄線	40m	約 600m	
		3・4・227-36 号 新庄荒本北線	20m	約 350m	
		3・4・227-39 号 川俣横枕線	20m	約 260m	
		3・2・227-8 号 東大阪中央線	30m	約 360m	
		3・4・227-19 号 鴻池本庄線	20m	約 170m	
		その他街路	6～20m	約 5,644m	
	公園及び緑地	名 称	種 別	面 積	備 考
		2・2・227-8 号 長田中公園		約 0.34ha	
	公益的施設(その他施設を含む)			約 0.08ha	
壁面の位置の制限	流通業務施設名	道路境界線より 1m 後退			
	卸売業				

「区域、流通業務施設の敷地の位置、公共施設及び公益的施設の位置並びに壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

## 理 由

東大阪流通業務団地において、団地内の土地利用を適正化し、流通業務施設の建て替えを促進して高度化や機能更新を図るため、公益的施設用地の一部をトラックターミナル等貨物積卸しのための施設用地に変更するものである。



議 第 4 5 1 号

建 審 第 1 3 2 9 号

令和元年 5 月 31 日

大阪府都市計画審議会会長 様

特 定 行 政 庁

大阪府知事 吉村 洋文

産業廃棄物処理施設の敷地の位置(泉大津市)について(付議)

標記について、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）について

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位置	敷地面積
産業廃棄物処理施設	泉大津市夕風町 13 番 2	15,000.11 m <sup>2</sup>

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

## 理 由

建築基準法第51条ただし書の規定により、産業廃棄物の処理施設の新築にあたり、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（大阪府）において本案のとおり許可するものである。

